

国土交通省独立行政法人評価委員会
都市再生機構分科会（第20回）

平成21年8月3日

【澁谷企画専門官】 お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第20回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。私は、本日の事務局を務めます、国土交通省住宅局民間事業支援調整室の澁谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、当分科会委員、8名いらっしゃるわけですが、そのうち、現在4名の先生方にご出席いただいております。あとお一方、長沢委員が30分ほどおくれてお見えになるということでご連絡をいただいております。現時点では、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数、過半数を満たしていないわけですが、おくれてお見えになりますと過半数を満たすということでございますので、そういう予定となるという前提で会議を進めさせていただければと思います。それから、來生委員、浅見委員、野城委員は、ご都合によりまして本日はご欠席というご連絡を、あらかじめいただいているところでございます。

続きまして、本日の分科会の取り扱いでございます。国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則に基づきまして、議事1及び3から4につきましては、この上の独立行政法人評価委員会の木村委員長の同意をいただいた上で、当分科会の議決をもって委員会の議決とすることができます。それから、議事2につきましては、分科会の審議をいただいた上で、委員会の議決が正式に必要なものでございます。

続きまして、本日の分科会の公開、非公開の問題でございます。先ほど申し上げました規則によりまして、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件と、それを踏まえて決定することとなります業績勘案率の決定に係る案件、この2つ以外につきましては、公開することとなっております。本日の議題のうち、議事1の「平成20年度業務実績評価（第2回）について」から議事3の「業績勘案率の決定について」については非公開という扱い、議事4の「長期借入金及び都市再生債券の償還計画の変更について」につきましては公開という扱いとさせていただきます。

また、議事録に関しましては、これまでどおり各委員にご確認をいただいた上で、議事要旨とあわせて国土交通省ホームページで公表してまいりたいと考えておりますが、本日の分科会の非公開の議事につきましては、他の独立行政法人と同様の取り扱いといたしまして、議事要旨では主な意見のみを公表いたしまして、議事録においては発言者名を記載しない等の措置を講じた上で公表させていただきたいと考えております。

それでは、議事に入らせていただく前に事務局の局長をご紹介します。

国土交通省、川本住宅局長はちょっとおくれております。

原田土地・水資源局長でございます。

【原田土地・水資源局長】 土地・水資源局長の原田でございます。いろいろとお世話になります。よろしく願いいたします。

【澁谷企画専門官】 加藤都市・地域整備局長がちょっとおくれております。以下、座席表のとおりでございます。

それでは本日の議事に移らせていただきたいと思います。ここからは小林分科会長、どうぞよろしく願いいたします。

【小林分科会長】 それでは、これから都市再生機構分科会、第20回になりますが開かせていただきたいと思います。最初に事務局から、資料の確認をお願いいたします。

【澁谷企画専門官】 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。1番上に議事次第という1枚紙がありまして、その次に座席表、委員名簿、配付資料一覧と並んでございます。配付資料一覧の下に、順番に資料が並んでいるわけですが、大変、大部でございますので逐次の確認につきましては省略させていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、非公開の資料が一部ございます。資料1-1から1-4、2-1、2-2、3-1、これは非公開の資料でございます、これらにつきましては本日限り、委員の皆様方限りの資料ということにさせていただきます。

資料につきましては万全を期しているつもりでございますけれども、もし何か不備等がございましたら、途中でも結構でございますので、適宜事務局のほうにご連絡いただければ幸いです。

以上でございます。

【小林分科会長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、きょうは議事が4つ並んでおります。議事1に入りますが、その前に平成20年度業務実績評価の前回の議論において、随意契約につ

いろいろな、委員からご意見を賜りましたので、具体的に議事に入ります前に都市再生機構より、随意契約見直しの実施状況をご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【吉田都市再生機構経営企画部長】 それでは、お手元に参考資料1-1というのが、後ろのほうにあるかと思えます。この資料に基づきまして、私どもURの随意契約の見直しの実施状況につきましてご説明申し上げます。

まず1ページ目でございます。3段に分かれてございますが、一番上の段、これはURの、工事等を含めました調達全体の状況でございます。20年度契約実績、中ほどにございますが、金額ベースで見ますと引き続き随意契約で行っているものが866億ということでございます。その左の欄、19年度実績、1,235億ございましたが、19年度から20年度にかけて369億の減ということで、見直しの結果、まだ相当の額がございますけれども、19年度に比べて7割くらいの水準まで随契額が減ってきているということでございます。一番右側に計画ベースの数字がございますが、引き続き今後も随契によらざるを得ない部分もございまして、最終的に223億ぐらいまで縮減することを目指して、随意契約の競争契約化の見直しを進めているところでございます。

中ほどの欄、うち関係法人とございまして、これは随契で、関係法人の関係の数字を整理したものでございます。同じく20年度実績、金額ベースで446億ということでございます。19年度、618億に比べまして173億の減ということで、これも19年度実績の7割くらいの水準まで減少させてきております。一番右側、今後の計画でございますが、これを最終的に、随契額6億の水準まで落としていく、原則、競争化するという方向で今後とも契約の見直しを進めていくということでございます。

2ページをごらんいただきます。引き続き20年度、随契で行った幾つかの事例でございます。上の段、真にやむを得ないものとして随契を行ったものということで、これは今後とも随契で行わざるを得ないかなと思っているものでございます。関係法人ですと、事務所の賃貸借契約ですとか、政策的に私どもの賃貸住宅の高齢者向けの付加的なサービスを供給するような仕事をしている財団法人との契約など引き続き随契という契約形態をとらざるを得ないものが一部ございます。関係法人以外ですと、工事等を含めてのものでございますけれども、エレベータの保守点検業務ですとか、ガス管の敷設、事務所の賃貸借契約、こういったものについては今後とも引き続き随意契約によらざるを得ないかなと思っているものでございます。

下の段、移行に時間を要するものとして随意契約を行ったものということでございます。最終的には競争化の方向で考えてございますが、直ちにすべて競争化ということも、現場の混乱を招くということで、段階的に競争化に移行していく中で、20年度は随契を行ったものの例でございます。賃貸住宅の現場管理業務ですとか、再開発・区画整理事業等における地権者交渉業務といったようなことで、地権者との関係で業務の節目ごとに競争化を図っていこうと考えているものでございます。また、関係法人以外で随契を行ったもの、これは全体のコストを少し下げするために、単年度の発注ではなくて複数年間、一括して仕事をお願いしますという協定を結びまして、それに基づいて単年度ごとに契約としては随契で行っているものでございます。私どもは枠組み協定と呼んでございますが、そういったものも、これまで随契という形をとりましたが、契約の方式の工夫を図りながら原則、競争化していきたいと考えているところでございます。

以上のような中で、3ページでございますけれども、関係法人との関係、今申し上げましたように、分野別で大きく賃貸住宅部門、都市再生部門、ニュータウン部門とございますが、それぞれ、そこに掲げてございますような随契額がございます。最終的に、右側でございますように、これを6億まで縮減していくということで、中ほどに競争化移行への考え方がございますが、居住者、地権者等の理解を得つつということで、段階的に進めてございますが、原則、22年度までにすべて競争化する方向で、現在、取り組みを進めているということでございます。

また、こういった競争化のボリュームだけではなくて、内容的にもより充実していこうということで、1者応札が多いものについてはより競争性を高める工夫ですとか、競争も今、企画提案をいただいた中での競争をお願いしてございますが、それに価格要素を入れ込んだ総合評価方式の採用と、内容的にもより充実させていきたいと考えているところでございます。

最後、4ページでございます。一方で、委員からはこういった競争化に伴って、品質確保のほうは大丈夫なのか、そういった面での取り組みはきちんとしているのかといったようなご指摘がございました。一つの例として、賃貸住宅管理業務の場合を掲げてございますけれども、まず1つは、スケジュール的に直ちに行うのではなくて、段階的に行っていこうということで、22年度の全面実施に向けて少し丁寧に競争化への移行を図っているということでございます。また、実施方法におきましても、「競争化の方法」とございますが、価格競争ではなくて、いろいろ企画提案等を含めた競争にするといったことで

すとか、また(2)で「業務実施マニュアルの策定」とございますが、実はここが非常に手間のかかるところでございます。従来に比べて、仕様書自体、かなりきちっとしたものをつくることに加えて、なかなか賃貸住宅の管理業務ですと、通り一遍の仕様だけでは十分ではないといったことで、業務実施マニュアルというものを策定して、あらかじめ公募の段階で、入札に参加する業者の方々にこういった内容、水準の仕事を求めているといった説明を行っているところでございます。「業務実施マニュアルについて」と点線囲いでございますけれども、例えば業務の内容ですとか連絡、報告、協議の流れ等を図表などを用いてマニュアルにしております。退去に関する業務ですと、例えば解除届の受け付けはどのようにするのか、敷金の精算はどのようにするのか、かぎの受領等はどうするのかと、かなりきめ細かいマニュアルを決めてサービスの水準が落ちないような取り組み、努力も一方でさせていただいているということでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。前回の委員のご意見で幾つかございました、随意契約見直しについてのご説明を追加的にいただきましたが、これについて何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。後ほど具体的な業務実績評価の中でも関係してまいりますので、もしご意見があればそのときに再度いただくことにいたしまして、具体的な議事のほうに移らせていただきたいと思います。

最初に議事1と2が並んでございますが、時間の関係もございまして、一緒に議論させていただきたいと思っております。前回、最後のところでお話し申し上げましたように、各委員の皆様からいただいたご意見をもとに分科会長私案を作成いたしまして、それをさらに各委員にお諮りし、取りまとめたものが本日の評価委員会の業務実績評価調書になっているところでございます。したがって、ある意味で分科会の取りまとめ案と言うべきものが既にでき上がっているということでございます。この間、各委員にはご協力いただきましてありがとうございます。

それでは、この説明について、評価の方法とあわせて事務局からお願いしたいと思っております。また、平成19年末の独立行政法人整理合理化計画によりまして、国土交通省のホームページに業務実績報告書と評価調書(事務局案)を掲載し、国民の意見を募集したところでございます。それを評価調書に反映することになりましたので、その意見を募集した結果の報告もあわせてお願いしたいと思っております。

【事務局】 前回の会合では、都市再生機構のほうから平成20年度の業務実績報告及び第一期の中期目標期間の実績報告、それから政独委等からの意見に対する対応状況につきまして報告を受けたわけでございます。それをもとに、評価原案をまず事務局のほうで作成し、それをまた小林分科会長と相談させていただき、さらにその後、並行して個別に各委員の皆様方とご相談させていただきながら、本日の分科会長案としてまとめさせていただいております。

それから、その作業に並行いたしまして、本年7月15日から24日まで、評価調書(事務局案)を、業務実績報告書とともに国土交通省ホームページ上で、国民の意見募集のために公開をさせていただきましたが、それに対しましては特段のご意見のご提出はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

それでは内容の説明をさせていただきます。まず、全体の見取りをごらんいただければと思いますので、資料1-1をごらんください。折りたたみの資料でございます。平成20年度の業務実績評価と第一期の中期目標期間の業務実績評価がございますので、これを一覽していただけるように取りまとめたものでございます。項目につきましては基本的に同じでございます、表の左のほうに書いてございます。各年度の評価が並んでおりまして、本日ご審議いただきますのは平成20年度の評価と中期目標期間の評価ということでございます。

基本的に、それぞれ業務実績に基づく評価が基本でございます、それをもとに評価をするわけでございますけれども、中期目標期間の評価につきましては、過去の年度別の評価がこのようにございますので、それと大きな差が生じないように、例えば3ばかりの評価が過去、並んでいるのに中期目標期間で上から2番目の評価、Sということになるんですけれども、そういう結果が出るのもおかしいだろうと思いますので、過去の年度別評価と大きな差が生じないようにということも考慮させていただいております。

年度評価につきましては、20年度につきましては全体で27項目ございます。これを1から5の5段階で評価するということになってございまして、そのうちのほとんどが中位であります3点、実績でいきますと着実な実績ということになるわけですが、大方の項目につきましては、前回もご説明させていただきましたように数値目標も達成しているということでございますので、ほとんどの項目、21項目につきましては3点と。それを上回る4点の評価案になっておりますのが5項目ございます。色が変わっているところでございます。それから、1項目だけ2点としてございまして、一番最後から2つ目の青い色

がかかっております、子会社・関連会社等の整理合理化という項目でございます。これは、計画事項につきましてはとにかく整理合理化していく、数を減らしていくということがうたわれておりました、数を減らすということにつきましては、58社から28社というふう実績が上がっているんですけども、付随するより大きな問題としまして、随意契約の見直し、とりわけ関連会社との随意契約の見直しということがございまして、今、機構のほうからも説明がありましたように、まだまだ途上のところがあるということでございますので、その件も踏まえまして、この部分につきましては、今後の期待も込めて1段低い、2という評価としたらどうかという案でございます。

年度評価につきましては点数化することになっておりまして、平均値である3との乖離を点数化していくことになっております。その乖離が100%以上120%未満でありましたら、順調という評価でございますので、その紙の右下のほうにありますけれども、今回は105%でございますので、順調という評価になる。後ほど調書上でもごらんいただきます。

それから、中期の評価につきましては数字ではなくてアルファベットで評価をする、点数化はしないことになっております。SSからCまでの5段階で評価をするということでございます。全部で26項目あります。これも中期目標、中期計画で定めました目標値につきましては、大方のところは達成しておりますので、ほとんどの項目は中位のA評価ということになりまして、それが18項目あります。白い地のところでございます。それから、それを上回る評価、Sということになりますけれども、7項目ございまして、これも色の変わったところでございます。それから、先ほど20年度評価のところでも申し上げましたがより低い、一番低い評価としておりますBでございますけれども、これが1項目ございまして、子会社・関連会社等の整理合理化でございます。理由といたしましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

全体的見取りにつきましてはこのようになってございまして、今回、評価調書を作成するに当たりましては、各委員の先生方からさまざまなご意見をいただいておりますので、それを評価調書上に反映するというのをさせていただいております。資料1-2をごらんください。表紙をおめくりいただきますと、まず1ページ目に前回の議事要旨のうち、評価に関してご意見をいただいた部分を抜粋したものを用意させていただいております。

ここに書いておりますように、例えば評価の方法、都市再生基準についての見直しの話、随見直しについて質をちゃんと確保するように、それについてもっと詳しく説明をして

ほしい、土地の売却についてどのような判断をしているのか。また、より大きな話として、世の中がどんどん変化しているのでそれに対してどのように対応していくのか、低所得者に対する住宅をどのように手当てしていくのか、地方分権対応ですとか、また 委員からも、土地の譲渡の問題ですとか、審議時間についてもっととるべきだというようなご意見をいただいたところでございます。それから、その後に個別にご相談に伺ったときにいただいたご意見というものもございまして、それが2ページ以降にございます。これらのものにつきましては、原則として評価調書のほうに反映させていただいております。

続きまして、評価調書そのものをごらんいただければと思います。まず資料1-3をごらんください。資料1-4が評価調書案そのものでございますけれども、これを逐次ごらんいただくと非常に時間がかかりますので、年度のほうにつきましては資料1-3で概要としてまとめさせていただいておりますので、こちらでご説明させていただきたいと思っております。資料1-3が20年度分の業務実績評価調書案の概要でございます。評価調書のほうは、中期の目標があって、年度の計画があって、計画事項ごとに実績評価及び理由を書いて評点をつけるという構成になっておりますけれども、資料1-3のほうは、逆に評点ごとに組みかえてございまして、5点のもの、4点のもの、3点のもの、2点のもの、1点のものとしてそれぞれどういう項目があるかというふうに置きかえたものでございます。

4点のものにつきましては5項目あります。1つは事業リスク管理手法について、きちんとやっております、とりわけ直近の話題といたしまして、リスクの評価について任意抽出から全量チェックに改めるとありますが、想定されるリスクを、以前は各事業部局のほうで任意に抽出するというふうにやっていたんですが、そうではなくて、あらかじめ想定されるリスクを機構内全体を見渡しまして全部洗い出しておきまして、それがあり得るかどうかを必ずチェックするという全量チェック方式に改めまして、よりリスク管理の精度を高めたということでございます。

2つ目の項目といたしまして、一般管理費及び事業費の削減について成果を上げた。それから、次の2つはコーディネート業務の件でございまして、大都市圏、地方都市圏それぞれにつきまして目標としておりますコーディネート業務の件数よりもはるかに上回る実績を上げた。そのほか、関連する公共施設整備ですとか、地方圏での震災復興の支援、こういったことについても大きな成果を上げたということでございます。最後、特定公園施設の利用者についても、目標値をはるかに上回る38%増を達成したということの評価いたしました。これらにつきましては4点の評価。

それから、3点の事項が21項目ございますけれども、組織の見直しでございますとか、都市再生事業実施の基準に基づく事業評価ですとか、システムの最適化、密集市街地のコーディネート、建てかえ時における整備敷地の有効活用等々の業務につきまして、着実な実績と認められますので3点の評価と。それから、2点の事項でございますけれども1項目、先ほども申し上げましたが、子会社・関連会社の整理合理化という意味では実績は上がっておりますけれども、付随する問題として随意契約の見直しについて、まだまだ途上であると、現段階、20年度の段階で契約額で446億、まだ残っていると。将来目標が6億でございますので、それに向かって着実にやっていってほしいという期待を込めまして、今回は2点という案でございます。全体としては、平均値との乖離でも105%でございますので、順調という評価です。

それから、評価調書上、総合評価というのがございまして、これが全体をまとめた評価をするわけでございますが、先ほど5項目はすぐれた評価でございますので、これをまず書きまして、それから個別にいただきましたご意見につきまして、「課題・改善点、業務運営に対する意見」の欄に書くという構成になってございます。例えば、随契見直しの取り組み状況、給与水準の適正化などについてでございます。それから、事業リスクに係る取り組みや、地方都市におけるコーディネート業務を行った結果としてどんな成果が得られたのか、今後、検証を通じて明らかにしていくということも書き加えて、これは分科会長からいただいたご意見がございましたので、それを踏まえて書き加えるということにしております。

実際に評価調書をごらんいただきます。資料1-4でございまして、特にごらんいただきたいところだけ申し上げますと、まず6ページをごらんください。随契見直しの件でございますけれども、随契見直しなり、後ほどごらんいただきます給与水準や総人件費改革、こういったことにつきましては政独委のほうからも個別にご意見がありましたので、それについては評価調書上も丁寧に記述して、指摘していくこととしてございます。6ページにつきましては、6番の入札及び契約の適正化の推進ということでございます。これは着実に取り組んではいますので、評価としては3という案にしておりますけれども、右の評価理由を書く欄をごらんいただきますとわかるように、随意契約がまだまだ残っているということです。これについては監事等によるチェックの強化も含めた不断の検証と改善を行っていく必要があるですとか、また監事の監査報告でもこういった話題、1者応札の件も含めまして指摘はあるんですけれども、それを踏まえてやっていくべきということを

ここにも書かせていただいております。

それから、一番右の欄は意見の欄でございますけれども、ご意見をいただいたように、質の低下を招かないように仕様書や業務マニュアルの充実を並行して行うべき、それから競争性のある契約に移行したといっても、ハードルになっていないか検証が必要であるということを書いてございます。次の7ページをごらんいただきますと、これは入札及び契約手続の一般論でございますが、執行体制はあると言えばあるんですけれども、個々の契約が適正に実施されているかをきちんとチェックする方法として、一層の検証・検討が必要であるという指摘をさせていただいております。

それから、19ページをごらんください。賃貸住宅の適正な管理という項目が18ページから始まっておりまして、19ページから20ページにかけてですけれども、計画でいきますと20ページの 番、賃貸住宅管理の民間委託という計画事項です。それに対する評価が19ページの下の方から始まっておりまして、この件につきましては、随契見直し計画に基づきまして、賃貸住宅の現場管理業務につきましても20年度に制度構築をいたしまして、21年度に競争化の試行実施を行い、22年度に本格的な競争化を行う予定で進めているところでございます。右のほうに書いてございますが、これにつきましては業務の実施状況等をきちんと検証しまして、業務内容について見直しを行いながら、入札条件等についても競争性がきちんと図られているかどうかという観点から検証していったら、さらなる効率化を図るべきだということを書かせていただいております。

また、20ページに管理の1項目として営業センター、現地管理業務というのは、例えば空き家が出たときの修繕の査定ですとか、あるいは現地の案内といったことをやっているんですが、営業センターというのは募集業務と契約の補助業務、あるいは代行業務をする部署でございます。これにつきましては、内閣府の官民競争入札、市場化テストに選ばれて、官民競争入札等監理委員会の審議を経て民間競争入札を実施いたしました。これは既に結果が出ておりまして、引き続き住宅管理協会が受託することになってございます。このことにつきましては、この委員会の評価にゆだねられるものでございますけれども、これも見守っていく必要があるだろうと考えております。

それから、30ページでございます。給与水準の件が書かれてございます。給与水準及び総人件費改革ということでございます。これは政独委のほうからのご意見のあったところでございます。給与水準につきましては、30ページに書いてございますようにラスパイルズで言いますと、単純年齢階層別で今、120.6、それから地域や学歴をも勘案しま

すと115.5となります。さらに機構は機構なりの理由として、30ページの に書いてございます、業務上の特性による管理職配置の必要性ですとか、専門性の高い人材を確保していかなければいけない、そのためにある程度の給与水準は用意しないといけないということを理由として挙げております。さらに113.4まで見直すということになってございますが、これらにつきましてもさらなる説明責任を果たしていく必要があるということ意見を欄に書かせていただいております。

総合的な評価というのが評価調書の後に出てございまして、それが34ページでございます。総合的な評価というものの、これは今、概要紙でもごらんいただきましたようなことが「法人の業務の実績」の欄に書いてございます。それから、個別のご意見につきましては、35ページから掲載させていただいております。赤字になっておりますのが、国土交通省ホームページ上で国民の意見募集をしていましたものからちょっと変わったところでございます、まず、事業リスク管理についての意見が追加になっております。これは、個別にご相談に伺ったときに 委員からいただいたご意見でございまして、それを掲載したということ。それから、一般管理費及び支払利息の資産の取得価格への算入ということについて、削除をさせていただいておりますが、これはもともと 委員からのご意見でございまして、企業会計原則等におきましては、取得価格への算入を原則として行なわないということになっておりますが、不動産開発事業の場合は一定の場合に算入が容認されているところでございます。機構とすれば事業の特性からいって、不動産開発事業的なものを行っておりますので、そのような事情をかんがみて、一定の場合に該当するものとして算入をするというやり方でやってきておりますので、その旨を 委員にご説明させていただきまして、 委員からもご理解をいただきましたので、意見としては削除することによってさせていただこうと考えております。

最後、36ページの一番下のほうに推奨事例、最近の技術開発例といたしまして、地元の再生を図っていくための新しい技術開発、ルネッサンス計画というものでございますけれども、きょうの業務報告書に出てまいりますが、そういったトピックスがございまして、これを推奨事例として掲載させていただいております。

年度評価につきましては以上でございまして、続きまして中期の評価でございます。中期の評価も同じような形で、資料2-1でまとめさせていただいております。やはり同じように、評価のレベルごとにどの項目が相当するのかということをもとめ直したものでございます。上から2番目の評価がSになるわけですが、それに相当するものが4項目ござ

います。年度の評価よりは増えているわけですが、これは先ほど申しましたようにかなり実績が、5年間を見ますと出ているということと、それから過去の各年度の評価から見ても整合するということからして、少し多くなっているということでございます。

項目としましては、先ほど年度のほうで見ていただいたものと基本的に同じなんですけれども、追加されておりますのは下から3つ目のニュータウン業務に関しまして、ニュータウン用地の処分について大きな実績を上げたということ、また、見直すべき部分は見直して事業中止等を図ったということでございます。それから、Sの事項の一番下のほう、繰越欠損金でございますけれども、これも5年間を振り返ってみますと中期計画上の目標値をはるかに上回る、約3,358億円を削減いたしまして、20年度末の時点で3,929億円にまで削減したということは高く評価できるかと思えます。また、宅地勘定に関します繰り上げ償還も行いました。こういったことも評価できるかと思えます。これらにつきましてSといたしております。そのほかの項目はほとんどが目標値を上回っておりますのでAの評価、それからBの事項としては子会社・関連会社等の部分でございまして、これも先ほど年度のほうで申し上げたとおりでございます。

Aが一番多うございますので、業務運営評価の全体評価とすればAということになります。総合評価につきましては、今申し上げたようなことを順番にまとめて、それから「課題・改善点、業務運営に対する意見等」につきましては、個別のご意見を記載するというふうになってございます。それを実際の資料2-2のほうでご確認いただければと思えます。

資料2-2は、先ほどの年度の評価調書がございました。それから中期の評価の評価調書、これらが実際に公表されるものでございますけれども、中期のほうにつきましては、前回の委員会でもご説明させていただきましたが、あくまで目標に関します実績の評価を要するんですけれども、中期計画というものもございまして、今回、評価原案をつくるに当たりましては、一たん中期計画に関します評価をやってみまして、それを踏まえて中期目標の評価をするというふうに、作業としてはさせていただいております。

個々の事項につきましては、先ほど2-1でござんいただいたものを目標の順番に並べ直しているということでございまして、それから先ほどの年度のほうの各論で見ていただきましたことも、例えば2ページから3ページにかけて、特に3ページに随契見直し計画に基づく進捗状況がまだまだ途上であり、一層の取り組みが必要であることと、

ずっと飛んでいただきまして9ページの上のほうに、やはり随契見直し計画に関するお話、営業センターの業務のお話を書いております。それから12ページから13ページにかけて、給与水準及び人件費の見直しの件を、先ほど年度のほうに書いたのと同じようなことを書かせていただいております。一番最後の14ページ、これも子会社・関連会社との随契見直しのごさいます、これも先ほど年度のほうでござんいただいたのと同じようなことを書かせていただいております。

今後の手続でございますけれども、年度の調書につきましては、この分科会のほうに委任されておまして、この後、独立行政法人評価委員会の木村委員長の同意をいただければ、年度の評価として確定することになってございますが、中期目標の評価調書につきましては、この分科会の議決だけでは足りませんで、8月の終わりに開かれます、この上の評価委員会のほうにお諮りして、そこでご議決いただいた上で最終的に、国土交通省の委員会として確定するということになってございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。議事1及び議事2をあわせてご説明いただきました。平成20年度業務実績評価についての案、それから中期目標に関する業務実績評価の案でございます。それぞれについて既に各委員からご意見をいただいておりますが、このような形で全体を取りまとめた案が、分科会長私案としてつくられましたので、再度皆様にお諮りし、このような案でよろしいかどうか、確定していきたいと思っております。どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問があればいただきたいと思っております。

皆様からいただいた個別意見については、特に総合評価のほうに意見等という形で取りまとめさせていただいておりますが、その中のあるエッセンスは、前段の評価書の個別項目の意見の欄に書き加えるという形で取りまとめられているということと、それから評価の基本的な考え方、4、3、2の考え方と、それから中期目標が点数ではなくて、SSからCまでという別個の評価体系になってございますので、それをどのような考え方で、この部分についてはS、この部分についてはA、さらにBというのもございますが、配していったかについてのご説明もございました。そのような考え方でよろしいのかということも含めて、ご意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。

先ほど、国民の意見募集の後に訂正した部分があるというお話ですが、それは特に問題ないですね。

【事務局】 問題ございません。この分科会としてお認めいただければ、それでよろし

いかと思います。

【委員】 いかがでしょうか。

国交省の評価対象になっている組織は結構あるんですが、URのような事業をやっているところの評価はかなり、いつも低くて、研究機関その他の評価は高くて、URの評価は今回ですと105ですか。それ以外の研究機関ですと120とか、そういう評価になっているところもあります。それはやっている仕事が変わりますので、結果的にそうなっているということでございますが、そのような状況になっているということも含めて、何かご質問、ご意見があればいただきたいと思います。

既に、この案をまとめるに当たって委員の皆様から個別にご意見をいただき、まとめておりますので、再度ご意見をいただけない可能性もあると思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。 委員、よろしいですか。

【委員】 随分、昔にやったような記憶が。

【委員】 そんなに昔じゃないですよ。

【委員】 ほとんどよく、あまり覚えていないんです。むしろいろんな人の意見をもらって、かなり意見がずれているところとか、あるいは判断に迷ったところがあったとすれば、それをむしろ教えていただきたいと思います。

【委員】 最初に、先ほど申し上げましたように組織によって随分、評価の枠組みが違うものですから、実際の仕事をやっている評価についてどう考えていったらいいのかということが一つ、ベースにはありましたが、ほかの国交省関係の、事業をやっている組織も大体、似たり寄ったりですのでそれは致し方ないなという感じがいたします。

それから、URについては特にこの5年間で相当、時代変化がございましたよね。経済状況が変わって、例えば資料1-1を見ていただくと、今回、平成20年度は実は3という評価をつけている の予算、右側でございます。平成20年度は3なんですが、中期目標はSという評価になっています。これは財務体質の強化その他が平成17、18、経済状況が大変よかったので5という評価が与えられています。ところが平成20年度に入って急激に状況が悪くなって、それへの対応が十分できていないので3になっていると。しかし、5年間で見てみると5が2つあり、4が2つあるということで、20年度以外の年度については大変、成果が上がっている。20年度は3だけれども、Sでよろしいのではないかという評価をしたところが1つ、大きくあるかなという感じがしております。

それから、子会社・関連会社の整理合理化は、実は当初、4だったんです。平成16年、

17年は4だったんですが、実際にやっていくとなかなか合理化、目標は立っているけれども時間がかかる部分があって、まだ取り残しているところが結構あって、将来への期待を含めて本年度は2とするし、中期目標はBとするという評価、この辺も1つ、大きな特徴ではないかと思っているところでございます。

特に、大きな議論としてはその辺にあるかなと。あとは大体、4とか3が並んでいる項目が大変多くて、3が並んでいるところはA、4が多いところはSというような形で評価して取りまとめてありますので、そんなに皆様からのご意見はいただかなくてもいいのかなという感じは持っているところでございます。いかがでしょうか。

きょうはたまたま、委員はお見えになっていませんが、大変気にかけておられることは、合理化することはいいけれども、URのような特に賃貸住宅を多数持っている組織が、単に合理化するというだけで目標が上がったというだけではよろしくないのではないかというご意見を特にいただいております。そのことで実質的な管理の面で手ばかりになったりしてはいけない、そのための仕組みをしっかりと考えているのかというようなご意見をいただきました。その点は冒頭にご紹介いただきました参考資料1-1の、特に最後のページ、4ページのところに契約の競争化における品質確保に関する取り組みについてということでご紹介がありました。これについては、委員のほうからも評価いただいていると考えてよろしいですね。

【都市再生機構】 ご説明に上がった際に、きょうはお持ちしませんでした、賃貸住宅のマニュアルはかなり分厚いものになっておりまして、よくこれだけ詳細な手当てをしてきているねといったお言葉もちょうだいしたところでございます。

【委員】 そういう状況でございます。

いかがでしょうか。

おそらく、中心にご議論いただいた、第1回目にご議論いただいたり、あるいは第1回目から2回目の間に各委員の間に担当者がご説明に伺い、意見をいただいたその内容はかなりの程度、組み込まれていると思いますし、いただいた意見はほとんど総合評価のほうの個別意見という形で網羅させていただいておりますので、委員のご意見については十分対応できたのではないかと、個人的には思っております。もし、そういうことでよろしいということであれば、本日の議事1、議事2について、平成20年度業務実績評価と中期目標期間の業務実績評価については、この委員会としてのご了承をいただいたということでもよろしゅうございますでしょうか。

【委員】 それで結構なんですけど、先ほど聞き落としてしまったので、参考資料1 - 1で最終的に随意契約を6億円にするという、最終的というのはいつとおっしゃいましたか。

【都市再生機構】 資料にございますように22年度、来年度を考えてございます。一部、ニュータウンの部分だけ、ニュータウン事業自体が25年度に事業を終えることになってございますので、関係地権者との関係もあって、ニュータウン事業だけは25年度まで少し残りますが、その他につきましては22年度にすべて競争化という方向で進めております。

【委員】 先生は、ほんとうにできるんでしょうかというご質問を、その後したいんじゃないかと。

【委員】 すごいですね、それは。ちょっと見通しを……。結局、ニュータウンが残るわけですか。そうすると今、446億円あるわけですね。

【都市再生機構】 初年度の20年度が大体、当初から3割ぐらい減らしてございますので、同じようなペースでいくと今年度、来年度で基本的にはすべて競争化できるのではないかと。ボリューム的にはそう無理な計画ではないかなと思っております。

【委員】 わかりました。

【委員】 よろしいですか。

それでは、皆様のご意見をいただいた上で案をつくらせていただきましたので、平成20年度、それから中期目標に関する業務実績評価調書、両方とも(案)を取らせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございました。

それでは、議事3に移らせていただきます。業績勘案率の決定でございます。これについて、事務局及び都市再生機構からそれぞれご説明いただきたいと思っております。

【事務局】 まず、業績勘案率とは何なのかということをご確認いただければと思います。資料3 - 2からごらんになってください。「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」ということで、平成15年に閣議決定されたものがございます。ここで、独立行政法人の役員の退職金支給率に関しまして、各府省から所管の独立行政法人に対して、業績勘案率をまず独立行政法人評価委員会で決めていただきまして、そこで決まる業績勘案率を乗じて退職金を算出することを要請するようにと、閣議決定で決められたということでございます。

それを受けまして、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会が平成16年に方針を決定しております。資料3-3でございますけれども、国家公務員並みということでございますので、1.0が基本であると。それを法人の業績ですとか担当業務の実績を反映しながら検討していくということが決まったということでございます。それを受けまして、さらに資料3-4でございますけれども、国土交通省の独立行政法人評価委員会のほうで平成17年3月に、やはり同様のことが決まっております、ここでもう少し細かく、その紙の2枚目にありますけれども、1.0を基本としながら、法人の業績と退職役員の個人的な業績を踏まえて業績勘案率を決定していくということが決められたということでございます

さらに、いろいろな事例も積み重なってまいりましたので、総務省の政独委独立行政法人評価分科会のほうから各評価委員会に対しまして補足説明がなされまして、資料3-5の後のほうにフローチャートが出てまいります。6ページからでございますけれども、ちょっとそれをごらんいただければと思います。ステージ1として、まず業績勘案率の算定方法、1.0を基本とするということを確認し、算定方法についてチェックをし、さらに法人の業績、それから個人の業績を勘案していくということが、フローチャートの形でうたわれたということでございます。

この業績勘案率につきましては、この分科会のご意見をお伺いするということになってございます。今回、4名の方が対象になっておりますけれども、具体の事案につきましてはこの後、機構のほうから説明がなされますが、その後、この業績勘案率の決定結果につきましては、後日、国土交通省の独立行政法人評価委員会の木村委員長に報告をして、同意をいただいた後に最終的に確認いたしまして、総務省の政独委のほうへ通知することになってございます。

それでは、資料3-1の説明につきましては、機構のほうからお願いします。

【都市再生機構】 私のほうから資料3-1につきまして説明させていただきます。今回、該当する退職役員は、ここにも載っておりますように4名でございます。ただ、本日の議事録上では、実名につきましては伏せさせていただくということをお願いしたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、平成17年8月から2年11カ月、理事、理事長代理を務めました でございます。業績勘案率の決定に関する情報ですが、まず「法人の業績による勘案率」につきましては、在職期間における年度業務実績評価は、各事業年度

とも109%、または110%の「順調」という評価でしたので、標準的な値の1.0とさせていただいているところでございます。なお、これにつきましては他の3名も同様でございますので、以降の説明におきましては省略させていただきます。

次に、「個人業績」でございますが、在職中の担当業務、技術管理・調査研究の担当でございましたが、これにつきましては記載のとおりでございます。すべて3点以上の評価を得ております。具体的には、次の2ページでございます。まず(1)でございますが、コストの縮減につきましては、発注方式の工夫など技術管理部門の施策を積極的に主導いたしまして、縮減率の目標を上回る達成に大きく寄与したと言えます。次に(2)でございますが、まちづくりの個々の事業におきまして、環境、景観などといった観点からの取り組みを先導いたしまして、当機構がさまざまなプロジェクトで高い評価を受けたわけですが、これに貢献したと言えます。また、(3)でございますが、先ほども出ておりましたけれども、賃貸住宅ストックの今後の再生・有効活用に向けまして、現在、民間とも共同で行っております住棟単位での改修技術開発、これをルネッサンス計画と呼んでおりますが、これを在職中に積極的に主導したということでございます。

一方で(4)でございますが、在職中の平成18年に、構造計算書の紛失等の事案が発覚いたしまして、これにつきましては適切に処理するようとの趣旨で理事長から厳重注意がありました。在職期間前の問題ではありましたが、本人もえりを正すという意味もありまして、給与辞退を行っているところでございます。これにつきましては、再発防止のための取り組みといたしまして、構造計算書に関しましてはすべて終了しておりますが設計図書のデジタル管理化を進めたほか、また全支社に機構分譲住宅に関します耐震相談窓口を設け、管理組合からのご相談等に対応させていただいたところでございます。

さらには昭和56年以降の、いわゆる新耐震基準、建築基準法が改正されまして基準も変わったわけですが、これに基づきまして設計されました機構分譲住宅が、住棟でいいますと約2,900棟ございます。このすべてにつきましては、構造計算書のあるなしにかかわらず、耐震安全性の検証作業を行いまして、結果を管理組合にご通知申し上げるという作業を推進いたしました。現在までに97%ほど完了しております。今年度中にはすべて終わると思いますが、このように信頼の回復に努めたと言えます。

以上を総合的に勘案いたしまして、加算、減算には至らないと判断しております。

次に、3ページをごらんいただきます。在職期間4年9カ月の 理事でございますが、「個人業績」につきましては、担当業務の関連公共施設の整備、中心市街地の活性化等に

ついて、すべて3点以上の評価を得ております。具体的には、民間投資を誘発するための事業ですが、大都市におけます都市再生拠点の道路とか下水道などの関連公共施設の整備や、地方都市におけます都市再生拠点の面的整備につきまして、次の4ページに記載しておりますが、在職中にほぼ計画どおりの達成に貢献したと言えますし、また特に、下のほうにも載っておりますが、地方公共団体のまちづくりへの取り組みに関しますコーディネート業務の実施につきましては、目標を上回る実績を達成いたしました。これら、一定の業績は認められるところでございますが、加算するまでには至らないと判断しております。

次に5ページをごらんください。在職期間1年11カ月の理事でございますが、「個人業績」につきましては、担当業務の地方都市整備・公園事業につきましてすべて3点以上の評価を得ています。具体的には地方都市整備事業につきまして、中期計画に基づきます事業の区域縮小などの抜本的な見直しを実施しましたほか、前倒しの処分等を主導いたしました。また、次の6ページに記載しておりますが、公園事業につきましては経営改善の取り組みを主導し、特定公園施設、これは国営公園におけます利便施設等でございますが、現在、16の国営公園で118施設の管理業務を行っているわけですが、目標値を大幅に上回る年間利用者の増加を達成いたしました。これらの一定の業績が認められるところでございますが、加算するまでには至らないと判断しております。

最後、7ページでございます。在職1年1カ月の監事でございますが、「個人業績」といたしましては、主に今後の経営・組織や職員の志気・能力の向上といった観点から、特にコンプライアンス体制の強化や人事・人材育成のあり方に関する監査の適正な執行に寄与されましたが、加算するまでには至らないと判断しております。

説明は以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にございました業績勘案率について、何かご質問、ご意見があればいただきたいと思います。

どうぞ。

【委員】 勘案率というものではないと思うんですが、説明を受けたときに私が申し上げて、それでお返事も聞いたんですが、やはり非常に短い方がいらっちゃって、一般の庶民感覚からすると、こんなに短いのに退職金を出すのかというのが私の、非常に素人的な印象でしたけれども、ここで特別な扱いということもないので、親の独立行政法人評価委員会のほうには、短さに関する何か指定というのはないんですよね。そのことはちょっと

伺いませんでしたが、気になりまして伺いました。

それから、この方たちがURの方なのか、国からいらした方なのか、いろいろ伺って世の中では非常に退職金が高いという印象を持たれているけれども、一体幾らぐらいなのかというのを伺いまして、それほどでもないなということ、そこら辺は世の中の報道の印象とも違うんだなという印象を持ちました。

やはり、短いに出すのかというのがとても気になりました。

【都市再生機構】 役員の任期につきましては、理事長と副理事長が4年という任期になっておりまして、一般の役員、理事、監事は2年という任期になっております。2年で再任されてまた延長ということもあり得るわけですがけれども、それは一応、法律で決まっている条項になっております。

【委員】 よろしいですか。金額その他は、もうご了承の……。

【委員】 了承とは言えませんが……。

【委員】 情報としては伝わっていて、短い方はそれなりに低い額だというのはおわかりになったんですね。

【委員】 そうですね、大体、それはわかりました。ただやはり、こういう短いものに出すということ自体に、ここだけの問題ではないと思いますけれども、大変気になりました。

【委員】 その辺は、例えば民間ではどうなのかとか、世の中は平均的にどうなのかということと少し考え合わせていただければと思います。ありがとうございます。

委員。

【委員】 業績勘案率の案につきましては、特に異議はございません。結構だと思えますけれども、ただ、今もご意見がございましたように、役員の退職金というのが、性格が何なのかということが実は大きなことなんだろうと思います。民間の場合ですと、役員さんというのは従業員と違って雇用契約ではなくて、委任の関係にあるわけですから、今、民間の事業会社の役員退職金制度はほとんど廃止の傾向、数値的なものはちょっと記憶にないんですが、基本的にないんですね。賃金の一部という考え方は職員ではないですからとり得ないですし、逆に業績勘案率、法人業績と個人業績と2つあるんですけれども、そこにどんなに一生懸命働いても、外部要因で法人全体の業績が悪化することもあるので、もしそれが、本来執務報酬としてもらうべきものであればそれを減額されるというのは大変気の毒な話ですし、民間もいろんな考え方のところがあるんですけれども、傾向として

は役員の退職金は廃止すると、きちんと報酬で配分していくということで、あとは全体の執行の中で問題があれば、報酬返上とかいろいろなことがあるんでしょうけれども、この問題は別にURさんだけではなくて、ほかにもいっぱい、ある意味ではかなり大きな問題なので、将来的な検討課題として頭の隅にはぜひ入れておいていただきたいと思います。

【委員】 ありがとうございます。民間の状況をご説明いただきました。

これは、先ほど 委員からもお話がございましたけれども、総務省の、いろいろな書類を出していますよね、そういう中に特に指摘はないんですか。当然出すべきだという前提で……。

【都市再生機構】 退職金につきましては、先ほど事務局から説明がありました資料3-2に退職金の規定がございまして、例えば1年未満であればというのは特にありません。在職期間に応じて1カ月につき100分の12.5という基準で支払うようにと。実は、これは古くはもっと高い時代がありまして、平成14年以前に比べますと、金額自体は70%減ぐらいの扱いで、 委員には事前に説明しておりますが、1年当たりの額は0.96ヶ月分ぐらいとなっております。民間では、 委員おっしゃるとおり、退職慰労金という形でやっておりまして、最近では廃止の方向にあると、ほかで積むという形だと思うんですけども、調べますと2.5ヶ月分ぐらいという形になっていますので、水準で見たら決して高いことはないと理解しております。

【委員】 わかりました。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 この問題は僕は毎年、言い続けてきた問題で、大分論理がはっきりしてきたと、こういうチャートを書いて、法人の業績と個人の担当業績を出して、そこでこういうふうに決めたと、非常に論理的にはすっきりしてきたという感じがします。ただ、何となく感じるのは、例えば目標を大きく上回る実績を達成したとか、積極的に貢献したというふうに書いてあるんだけど、最後の段階になると、加算、減算にするには至らないと判断したと。この加算、減算に至らないと判断するというのは、どこから上だと加算する判断で、どこから下だと減算する判断なのか、そこがやはりはっきりしないんですよね。だから何か、結論がここにあって、そのために一応、論理的なロジックをきちんと書いていることは非常に評価されるんですけども、最後の加算、減算というのは一体どういうところから加算し、どういうところから減算するのかという、そこら辺ももう少しはつき

りしてもらったほうが、もっとわかりやすいと思います。

【委員】 その辺は例えば、過去にこういうものが加算に該当するという判断をされたとか、資料集とか、そういうものは用意されているんですか。

【委員】 何か聞いたような。

【都市再生機構】 少なくとも、当機構ではその例はないものですから。他法人の例ですと……。

【委員】 たしか、1.0以外をつけるのは特段の事情がある場合との整理がされているんですよ。

【事務局】 先ほど事務局のほうからご説明させていただきました資料3-3がございまして、政独委の評価分科会で業績勘案率に関する方針というのが決定されております。その2枚目に退職役員の個人的な業績を考慮する場合というのがございまして、この中の3つ目の「・」で、「個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること」というのが条件になっておりまして、今ほどURのほうから説明がありましたように、URの場合は過去におきまして個人的な業績を勘案して増減をした例がないものですから、これまでの0.0で評価している役員さんと比べて顕著に増減するといったところまでのものがないという判断を、今回はさせていただいているところでございます。

【委員】 逆に言うと、過去の役員の通常の業績というのは、どういうものが通常なのかということが事例として挙がっていて、それと比べると格段の評価をしたという根拠が必要だという説明ですね。

【都市再生機構】 先ほどの個別の評価で、例えばSSの評価でもあればまた考えることもあると思うんですけれども、今までSの評価の者であっても加算したことはありませんでしたので、それに合わせさせていただいています。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 そうすると、SSとか、2とかということになったときは加算、減算の対象になるということですか。

【都市再生機構】 考慮の余地があるというか、考慮していかなければならないと考えます。

【委員】 ほかの組織ではSSをたくさんつけているところでも、勘案率1.0から上にしているところはあまり多くないと思うんですが。

【都市再生機構】 先ほどの事務局からの話で、当機構としての通常のものとの比較で見たらそうなるんですが、政独委のほうへいったときの、他法人で加算しているものがあるか、どういう場合に加算しているかとか、どういう場合に減算しているかというのを比較考慮しながらやっていくことになると思います。

【委員】 どうぞ。

【事務局】 国交省全体の独法評価を担当しております政策評価官室でございますが、基本的には現在、総務省が統一的に示している考え方は、資料3 - 5の一番最後のフローチャート3のところ、先ほど事務局からご説明がありましたように、加算については非常に、文言を読む限りかなり厳しいとらえ方をしています。これが出る前の事例ではございますが、1.0を超えて業績勘案率をつけた事例、当方で把握しておりますが国交省にはございません。国交省以外でつけた事例として2例、当方は把握しております。総務省に聞いて調べた事例ですので、明確な資料はございませんがおそらくその2例だけかと思えます。

個人業績ではなく法人自体の業績に着目して、たしか1.1をつけたのがJAXA、宇宙開発機構が何年かぶりの衛星打ち上げに成功したということで、その中心人物だった役員に1.1をつけたというのがございます。あと、個人業績に着目して1より大きい数字をつけた、これは1.2なんですが、昔の国立病院機構だったかと思えます。国立病院か労災病院かどちらか、病院関係なんです、従前ずっと赤字だったところ、独法化して初めて黒字化して目的積立金を立てたということで、それに際しての労務調整が相当、大変だったということで労務担当の理事の個人業績として、たしか1.2だったと思えますがついた事例、この2例ぐらいしかございませんので、これらに相当するようなものが特段の加算要因ということに、前例から照らすとなるのかなと思っております。

【委員】 ありがとうございます。そういう情報があればそれを考えながら、今後やるとしたら評価をしていけばいいのかなと思えます。

それでは、よろしいでしょうか。本年はすべて1.0ということで出させていただきます。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 この審議結果につきましては、冒頭で事務局からお話ございましたように、独立行政法人評価委員会の規則に従いまして、評価委員会の木村委員長にご報告させていただくということになります。よろしく願いいたします。

それでは、議事4でございます。長期借入金及び都市再生債券の償還計画の変更について

てでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

【澁谷企画専門官】 参照条文のほうについてでございますけれども、機構法の第39条第1項という規定、それから独立行政法人都市再生機構に関する省令の第14条という条文がございます。これらによりまして、都市再生機構は毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てまして、国土交通大臣の認可を受けなければならないとなっております。変更するときも同様に、認可を要するとなっております。

年度の初めに償還計画につきましては、既にこの分科会のほうにもお諮りしております。今回は変更ということございまして、当初の認可、それから変更の認可に際しまして、いずれもあらかじめ国土交通省独立行政法人評価委員会の意見を聞かなければならないというふうになっておりますことから、資料4の平成21年度補正予算に伴う償還計画の変更案につきまして、この分科会のご意見を伺うというものでございます。

それでは、具体の資料説明につきまして、機構よりお願いします。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 経理資金部長の佐々木でございます。平成21年度補正予算に伴う、平成21事業年度長期借入金、都市再生債券及び宅地債券の償還計画の変更についてご説明申し上げます。資料4をごらんいただきたいと存じます。

今、専門官からもご説明がございましたけれども、先般は5月29日に成立いたしました平成21年度の補正予算に伴う追加の借入計画、債券の発行計画につきましてご了承をいただいたところでございます。この追加借入れ、債券発行をいたしましても、平成21年度の償還予定額については変更はございません。機構になりまして初めての補正予算ということもございまして、償還計画の変更の手続について、それがどうかについて改めて検討を進めておりましたけれども、説明文書に記載のように、平成21事業年度の借入れ及び発行見込額の一部、あるいは平成21事業年度末償還未済予定額の一部、長期借入金及び債券の償還方法及び期限の一部について、別添案のように変更となりますので、都市再生機構法第39条第2項の規定に基づきまして、変更認可の前にあらかじめ分科会のご意見をお伺いするものでございます。

なお、別添案は細かい表になっておりますので、簡潔に申し上げますと変更の内容は補正予算で追加となりました、かぎ括弧でお示ししてありますように財政融資資金借入金900億円、民間資金借入金438億円、政府保証債、10年償還でございますけれども800億円、合計2,138億円が21年度の借入れ・発行見込額及び21年度末の償還未済額に追加されるものでございます。次のページを開いていただきますと、色刷りで赤く

表示しているところでございますが、それぞれの項目と小計、合計の欄が変更になる、2番目の欄の借入及び発行見込額と、4番目の欄の償還未済予定額でございます。この変更の償還計画につきまして、ご了承いただきたいと存じます。

私の説明は以上でございます。

【小林分科会長】 ありがとうございます。補正予算絡み……。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 はい、前回、借り入れについてはご了承いただいたんですけども、償還計画について変更が必要かどうかの検討を進めておりまして、おくれまして申しわけございませんでした。

【小林分科会長】 いかがでしょうか。

どうぞ。

【黒田委員】 すみません、1つだけ。これによって機構としての調達金利、これは全体として上がっていくんですか、減ってくるんですか。その辺の効果はいかがなんですか。

【佐々木都市再生機構経理資金部長】 今回、財投機関債よりも有利な政府保証債を800億つけていただいていますので、今後の金利状況にもよりますけれども、今、都市勘定のほうで1.9%程度の平均調達金利でございますが、そんなに動きはないと思っております。

【小林分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

もしよろしければ、ご質問、ご意見がこれ以上なければ、これでご了承いただいたということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小林分科会長】 ありがとうございます。

この、議事4の審議結果につきましても、評価委員会の木村委員長にご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

本日の、表記されております議事は以上の4つでございますが、ほかに議事全体について、配付資料について、何かご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今までご了承いただいた件ですが、冒頭、定員が満たなかったんですね。長沢委員がその後、参加されて定足数を満たして、実質的な審議は定足数を満たした形で進めさせていただきましたので、改めてこの点について皆様のご了承をいただきたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

【小林分科会長】 それでは、事務局にお渡しいたします。

【澁谷企画専門官】 本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。本日の資料でございますけれども、例によって大変、多くなっておりますので、もしよろしければ私どものほうから委員の皆様方のほうに別途、郵送させていただきますので、ご希望の方は資料はそのまま残しておいていただければと思います。

それから、本日の資料の中で、冒頭に申し上げました非公開部分でございますが、資料1 - 1から資料3 - 1の範囲につきましては、委員の皆様方限りとさせていただいておりますので、取り扱いにつきましてはご注意くださいと思います。

それから、次のこの分科会、今年度中の分科会の開催でございますけれども、大きな議題がありましたら3月、あるいは2月にお集まりいただきまして開催するというのもあり得ますが、今のところ大きな議題は予定しておりませんので、書面開催の形でまた償還計画等についてお諮りするという形にさせていただければと思います。

【委員】 この別紙のほうを……。

【事務局】 失礼いたしました。評価調書の後に別紙を、急遽追加させていただきました。一番下でございます。

整理合理化計画への対応状況でございますとか、総務省の政独委からいただいている個別のご意見への対応状況、及びそれについての評価につきまして別途、このような形で評価をまとめようということに急遽、なりまして、本日はそれに間に合いませんでしたので、この様式だけ配らせていただきました。ただ、内容的にはきょうごらんいただきました評価調書案にほとんどが盛り込まれていますので、それを転載していけばでき上がるという性格のものでございます。ですから、今後のこの部分の評価調書のまとめ方につきましては、事務局のほうで一たん、評価調書案から転載をするという形でまとめさせていただきます、それを小林分科会長とご相談させていただきながら最終的にまとめる、つまり小林分科会長のほうでお取りまとめいただくという形で、ご一任いただければ幸いです、いかがでございますか。

【委員】 よろしいでしょうか。きょう、ご議論いただいた業務実績評価書に載っている内容を再編成して、これにまとめるという書類で、これは国交省の中の評価委員会からの要請でしたか。

【事務局】 大もととしては総務省の政独委のほうから、今年度についてはこれらの事項について各省の評価委員会において評価されたいという指示が来ております。それを受けまして、国交省評価委員会として各分科会にこの事項について、この表の形に整理する

か、調書の本文に書き込むか、適宜の方法によって評価されたいということをお願いしている次第でございます。

【委員】 大もとは総務省なんですか。

【事務局】 大もとは総務省の政独委でございます。

【委員】 時間がいつも、よろしくないですね。もっと早目に出せばいいのに。

ですが、内容的には既にご審議いただいた内容を取りまとめるということですので、私にご一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

【澁谷企画専門官】 どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、第20回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

了